



答 申 第 3 号

平成8年2月9日

大阪府知事 山田 勇 殿

大阪府環境審議会

会長 矢吹 萬壽



平成8年度公共用水域の水質測定計画及び  
地下水質測定計画について（答申）

平成8年2月9日付け水質第356号で諮問のあった標記について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった平成8年度公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画については、諮問で示された案を適当と認めます。

平成 8 年 度

公共用水域の水質測定計画

大 阪 府



イ. 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

河川	水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD；酸性法）、浮遊物質量（SS）、大腸菌群数、全窒素、全リン
海域	水素イオン濃度、化学的酸素要求量（酸性法、アルカリ性法、ろ過酸性法）、溶存酸素量、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質（油分）、全窒素、全リン

ウ. 特殊項目

河川	ノルマルヘキサン抽出物質（油分）、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、フッ素、陰イオン界面活性剤、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、アンモニア性窒素、リン酸性リン、EPN
海域	フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、フッ素、陰イオン界面活性剤、プランクトン数、クロロフィルa、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、アンモニア性窒素、リン酸性リン、懸濁物質（浮遊物質量）、懸濁物質の強熱減量、濁度、EPN

エ. 特定項目

河川	トリハロメタン生成能
----	------------

オ. その他の項目

河川	気温、水温、色相、臭気、透視度、塩素イオン等
海域	気温、水温、色相、臭気、透明度、塩分量等

(2) 底質測定項目

ア. 健康項目

海 域	カドミウム、全シアン、鉛、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB
-----	--------------------------------

イ. 一般項目

海 域	水素イオン濃度、化学的酸素要求量、含水率、硫化物、酸化還元電位、強熱減量、総クロム、ノルマルヘキサン抽出物質（油分）
-----	--

ウ. その他の項目

海 域	水深、性状、色相、臭気、泥温等
-----	-----------------

(測定回数)

5. 原則として、測定回数は別表-2、測定月は別表-3のとおりとし、測定点は別表-4のとおりとする。

(試料の採取等)

6. 試料の採取等については、原則として次のとおりとする。

- (1) 試料採取の実施に当たり、健康項目については、水域の水量のいかんにかかわらず随時、生活環境項目については、水域が通常の状態（河川の場合は低水量以上の流量がある時、海域の場合は小潮時）にある時期とする。
- (2) 流量観測は、採水時に測定点で実施し、環境基準点で年6回程度、準基準点で年2回程度行う。
- (3) 河川における試料採取は、流心で行い、6時間間隔で4回採取し、混合試料とする。ただし、水素イオン濃度については、個々の試料について測定する。

また、健康項目、溶存酸素量及び大腸菌群数については、原則として午後3時に最も近い採水時のものを測定する。

なお、流況変動の小さい河川等については、この限りでない。

海域の場合は、海面下1m層から採水する。また、環境基準点のうち港内3地点を除く12地点については、水深20m未満の場合は海底面上2m層から、水深20m以上の場合は海底面上5m層から採水する。底泥の採取に当たっては、採取点付近において数箇所より同量採取し、混合試料とする。

(4) 以上の他、水質調査方法（昭和46年環水管第30号）を準拠する。

（測定方法等）

7. 測定方法及び報告下限値等は、原則として別表-5のとおりとする。

なお、この方法によらない場合には、測定結果の報告の際に特記するものとする。

（測定結果の報告）

8. 測定結果の報告については、次のとおりとする。

(1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。

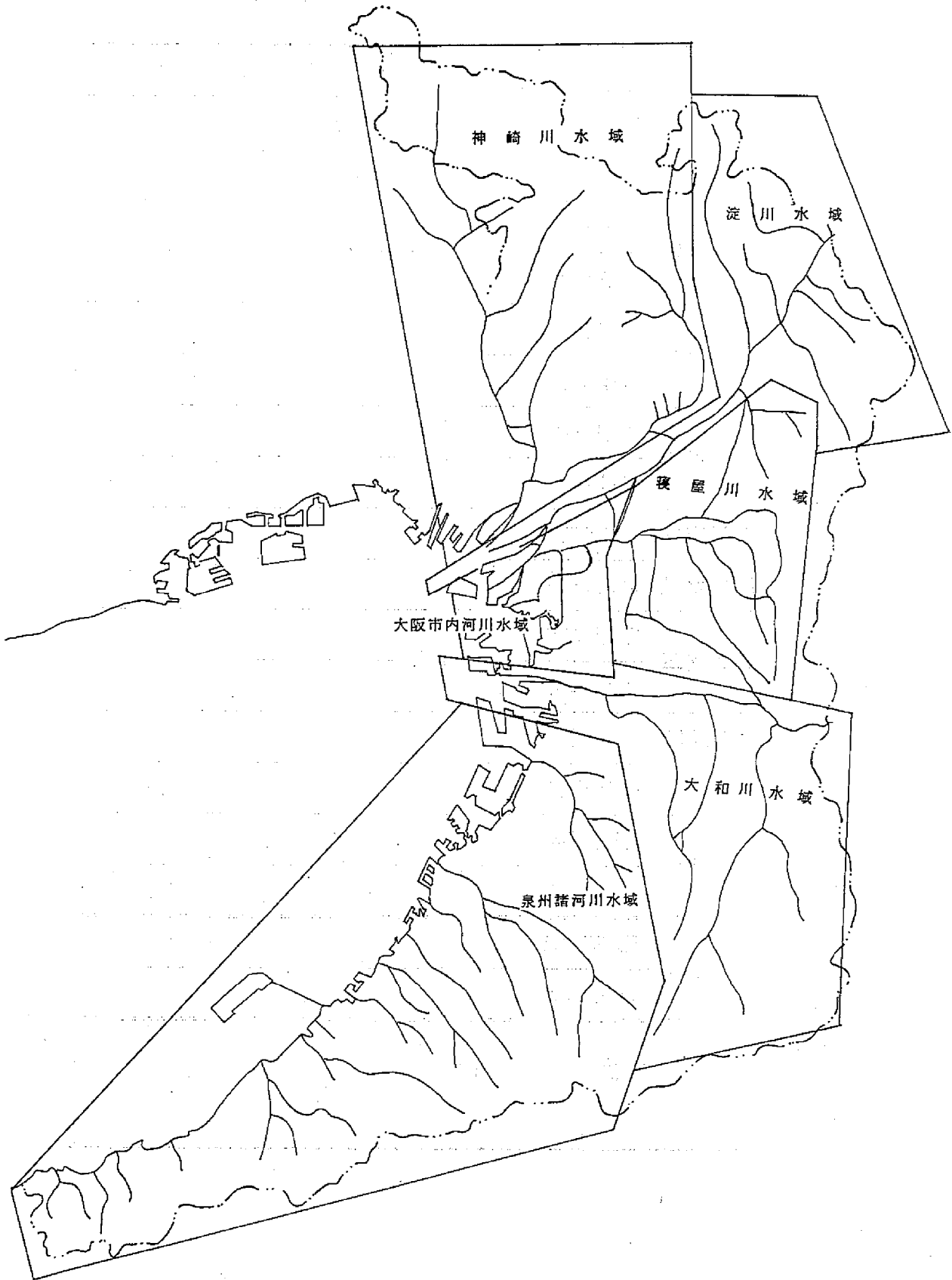
(2) 報告の時期は、測定結果が出しだい速やかに行うものとする。

(3) 健康項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに報告するものとする。

（その他）

9. その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。

# 河川の水質測定水域区分



別表-1

## 測 定 点 及 び

区分	水域	測定点の 区分	測								
			大阪府		近畿地方 建設局		大阪市		堺市		
水 質 測 定	河	淀川水域	環境基準点	1	1	8	8				
			準基準点								
	神崎川水域	環境基準点	13	16	3	3					
		準基準点	3								
	寝屋川水域	環境基準点	5	6			3	5			
		準基準点	1				2				
	大阪市内 河川水域	環境基準点					11	12			
		準基準点					1				
	大和川水域	環境基準点	6	8	4	5			1	3	
		準基準点	2		1				2		
	泉州諸河川 水域	環境基準点	22	32					2	11	
		準基準点	10						9		
	合 計	環境基準点	47	63	15	16	14	17	3	14	
		準基準点	16		1		3		11		
海 域	大阪湾	環境基準点	15	15				6		1	
		準基準点					6		1		
底 質 測 定	海 域	大阪湾	15								



# 測定機関総括表

定 機 関												合 計	
豊中市		吹田市		高槻市		枚方市		八尾市		東大阪市			
				3	5	3	6					15	20
				2		3						5	
1	3		3		1							17	26
2		3	1									9	
							1		5	1	4	9	21
						1		5		3		12	
												11	12
												1	
												11	16
												5	
												24	43
												19	
1	3		3	3	6	3	7		5	1	4	87	138
2		3	3	3			4		5	3		51	
												15	22
												7	
												15	

別表-2

## 測定回数表

## 1. 河川

## (1) 水質測定

測定回数 の区分	生活環境項目 その他の項目	健康項目		特殊項目
		健康項目 A	健康項目 B	
I - A	年 1 2 回 以上  { 全窒素及び全りんに ついては年4回以上 }	年 6 回 以上  { 総水銀については 年4回以上 }	年 4 回 以上  { PCBについては 年2回以上 }	年 1 回 以上
I - B		年 4 回 以上  { 総水銀については 年2回以上 }	年 2 回 以上  { PCBについては 年1回以上 }	
I - C	年 4 回 以上  { 全窒素及び全りんに ついては年2回以上 }	年 2 回 以上		

備考 (1) 通日測定については、生活環境項目について年1回以上(各1日について2時間間隔で1-3回採水分析する。)行う。

(2) 大腸菌群数については、A、B類型について実施する。

(3) アンモニア性窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素及びリン酸性リンについては、A、B、C、D類型及びE類型の主要な地点について実施する。

(4) 川加ダク生成能については、水道利水のある必要な地点で、年2回以上実施する。

## 2. 海域

## (1) 水質測定

測定回数 の区分	生活環境項目 その他の項目	健康項目		特殊項目
		健康項目 A	健康項目 B	
II - A	年 1 2 回 以上	年 2 回 以上		年 1 回 以上
II - B		{ ただし、PCBについ ては、年1回以上 }		

備考 大腸菌群数についてはA類型について、ノルマルヘキサン抽出物質についてはA、B類型について実施する。

(2) 底質測定

一般項目 その他の項目	健康項目
年2回以上	年1回以上

備考 ノルマルヘキサン抽出物質については、年1回以上とする。

別表-3

測定月

河川・海域

測定回数	測定月
年間1回	8月
年間2回	8月、翌年2月
年間4回	5月、8月、11月、翌年2月
年間6回	5月、7月、8月、11月、翌年1月、翌年2月

別表-4

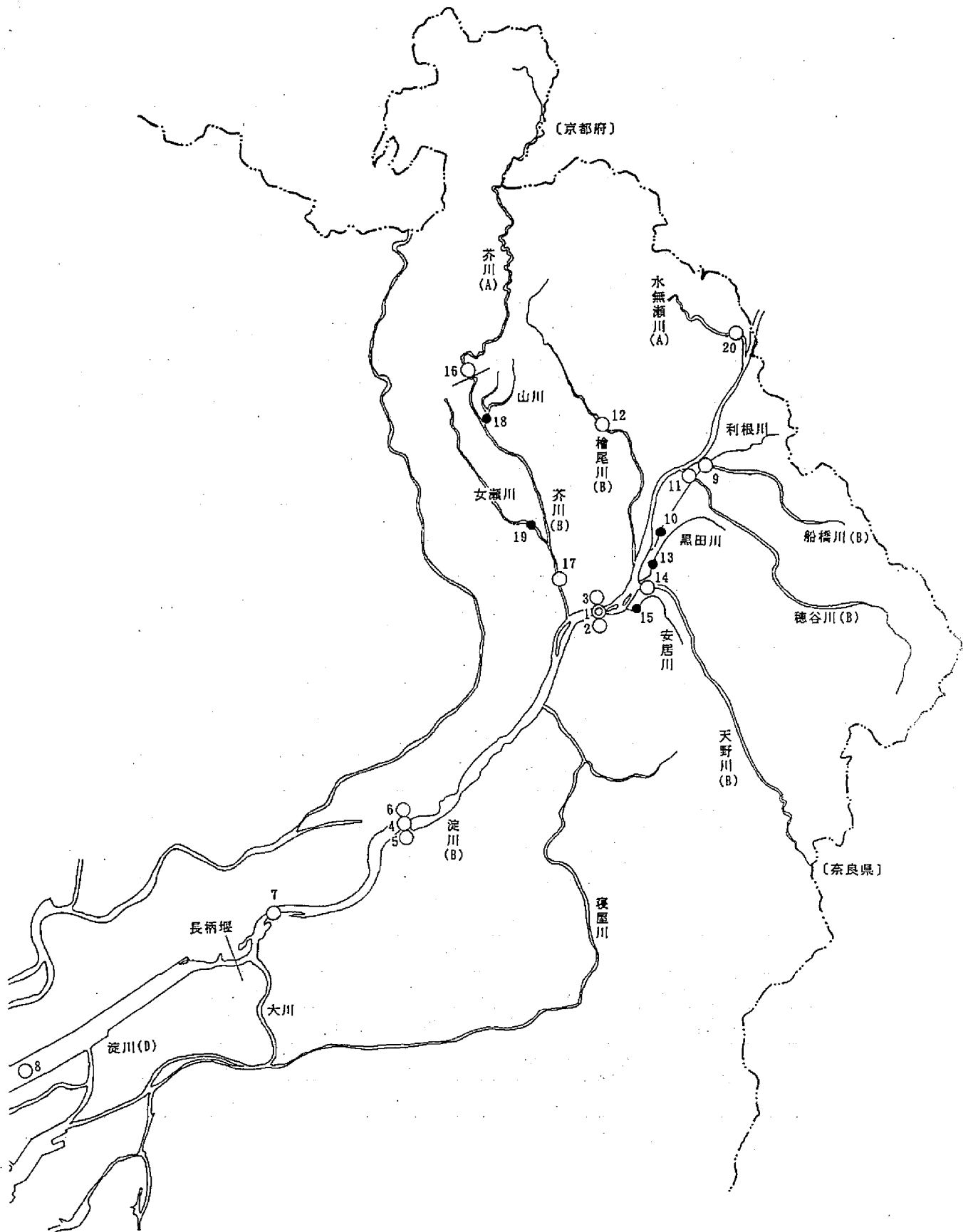
## 測 定 点 一 覧 表

( 河 川 )

別表 4-(1) 淀川水域の水質測定点

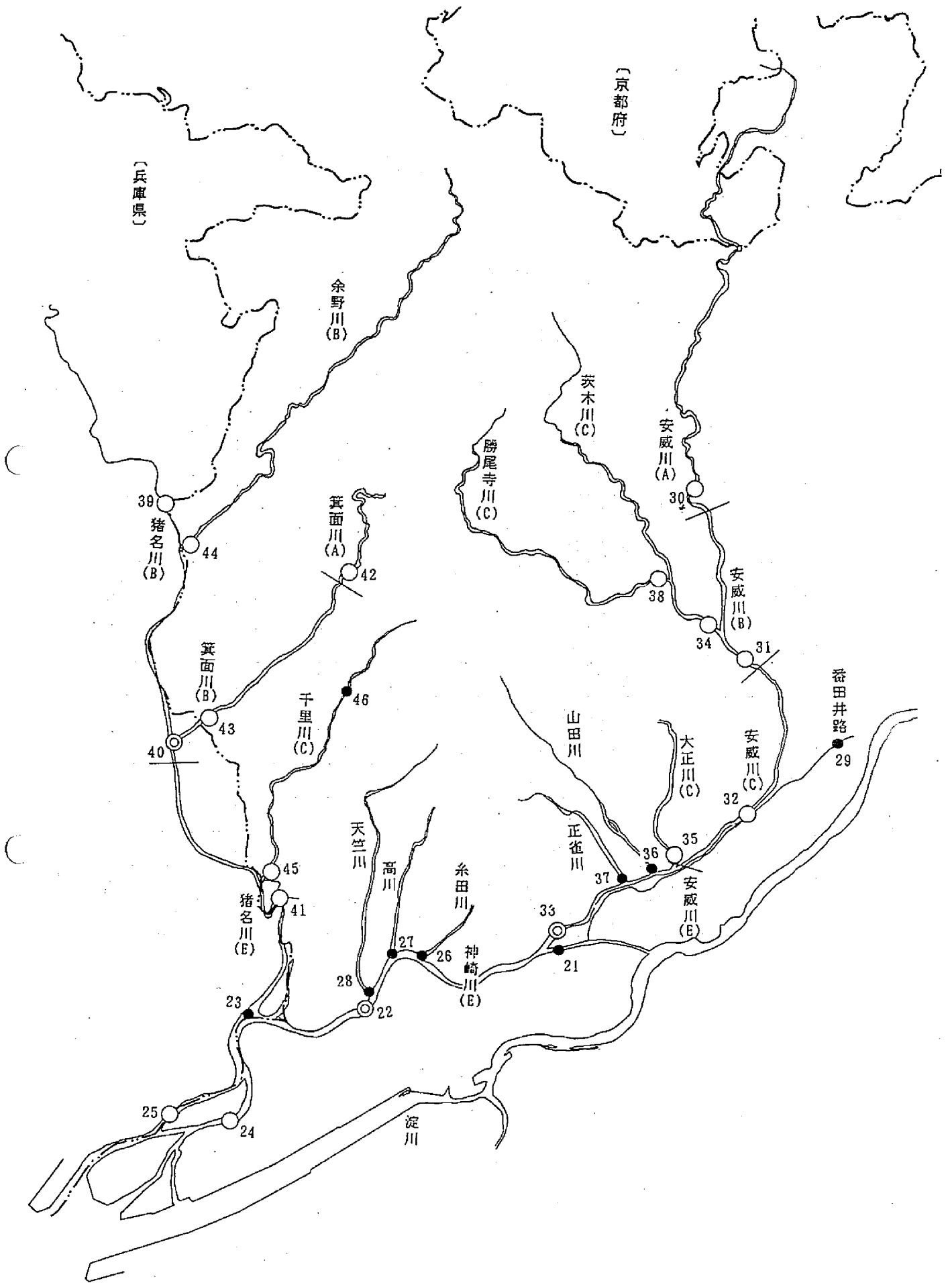
河 川 名	環境 基準	図中 番号	測 定 点		測定回数 の 区 分	測 定 機 関
淀 川	Bハ	1	◎ 101-01	枚方大橋流心	I - A	近畿地方建設局
		2	○ 101-02	枚方大橋左岸		
		3	○ 101-03	枚方大橋右岸		
		4	○ 101-04	鳥飼大橋流心	I - C	
		5	○ 101-05	鳥飼大橋左岸		
		6	○ 101-06	鳥飼大橋右岸		
		7	○ 101-07	西日本旅客鉄道(綽赤川鉄橋)	I - B	
	Dイ	8	○ 101-08	伝法大橋		
船橋川	Bハ	9	○ 102-01	新登橋上流	I - A	
利根川		10	● 103-01	淀川合流直前	I - B	枚方市
穂谷川	Bハ	11	○ 104-01	淀川合流直前	I - A	
檜尾川	B口	12	○ 105-01	磐手神社前	I - B	高槻市
黒田川		13	● 106-01	西ノ口樋門		
天野川	Bハ	14	○ 107-01	淀川合流直前	I - A	枚方市
安居川		15	● 108-01	淀川合流直前	I - B	
芥川	Aイ	16	○ 109-01	塚脇橋		
	B口	17	○ 109-02	鷺打橋	I - A	
山川		18	● 110-01	芥川合流直前	I - C	
女瀬川		19	● 111-01	天堂橋		
水無瀬川	Aイ	20	○ 112-01	名神高速道路高架橋下	I - A	大阪府

(注) 測定点の◎印は通日測定を行う環境基準点を、○印は環境基準点を、●印は準基準点を示す。



別表 4-(2) 神崎川水域の水質測定点

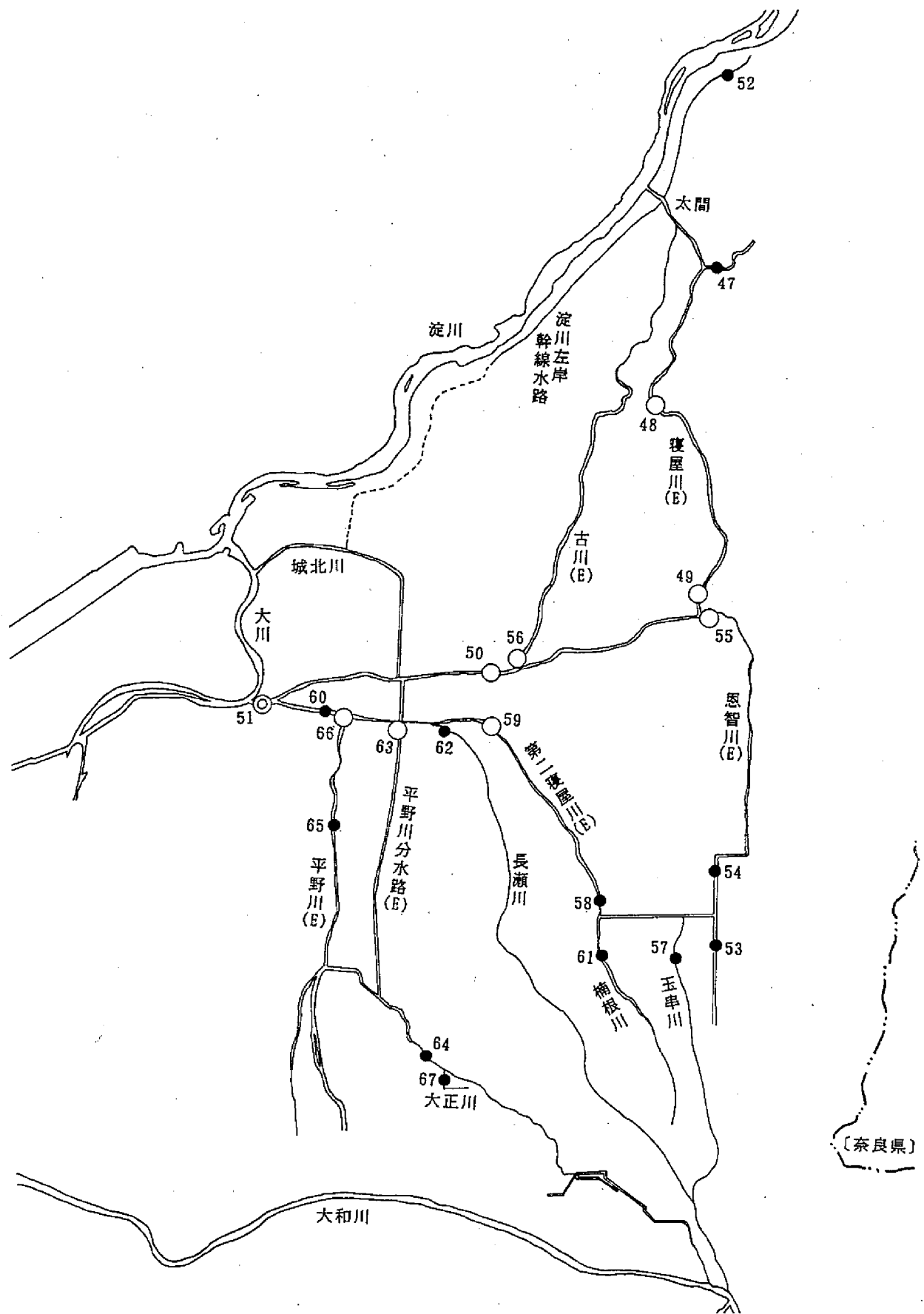
河川名	環境基準	図中番号	測定点		測定回数 の区分	測定機関
神崎川	Eハ	21	● 201-01	小松橋	I - C	大阪府
		22	◎ 201-02	新三国橋	I - A	
		23	● 201-03	神崎橋	I - C	
		24	○ 201-04	千船橋	I - A	
		25	○ 201-05	辰巳橋		
糸田川		26	● 202-01	神崎川合流直前	I - C	吹田市
高川		27	● 203-01	神崎川合流直前		豊中市
天竺川		28	● 204-01	神崎川合流直前		高槻市
番田井路		29	● 205-01	玉川橋		
安威川	Aイ	30	○ 301-01	桑ノ原橋	I - A	大阪府
	Bハ	31	○ 301-02	千歳橋		
	Cイ	32	○ 301-03	宮鳥橋		
	Eハ	33	◎ 301-04	新京阪橋		
茨木川	Cイ	34	○ 302-01	安威川合流直前	I - C	吹田市
大正川	Cロ	35	○ 303-01	安威川合流直前		
山田川		36	● 304-01	安威川合流直前	I - A	大阪府
正雀川		37	● 305-01	安威川合流直前		
勝尾寺川	Cロ	38	○ 306-01	中河原橋	I - B	近畿地方建設局
猪名川	Bハ	39	○ 401-01	銀橋		
		40	◎ 401-02	軍行橋		
	Eハ	41	○ 401-03	利倉橋		
箕面川	Aイ	42	○ 402-01	箕面市取水口	I - A	大阪府
	Bロ	43	○ 402-02	府県境		
余野川	Bイ	44	○ 403-01	猪名川合流直前	I - B	豊中市
千里川	Cロ	45	○ 404-01	猪名川合流直前		
		46	● 404-02	落合橋	I - C	



別表 4-(3) 寝屋川水域の水質測定点

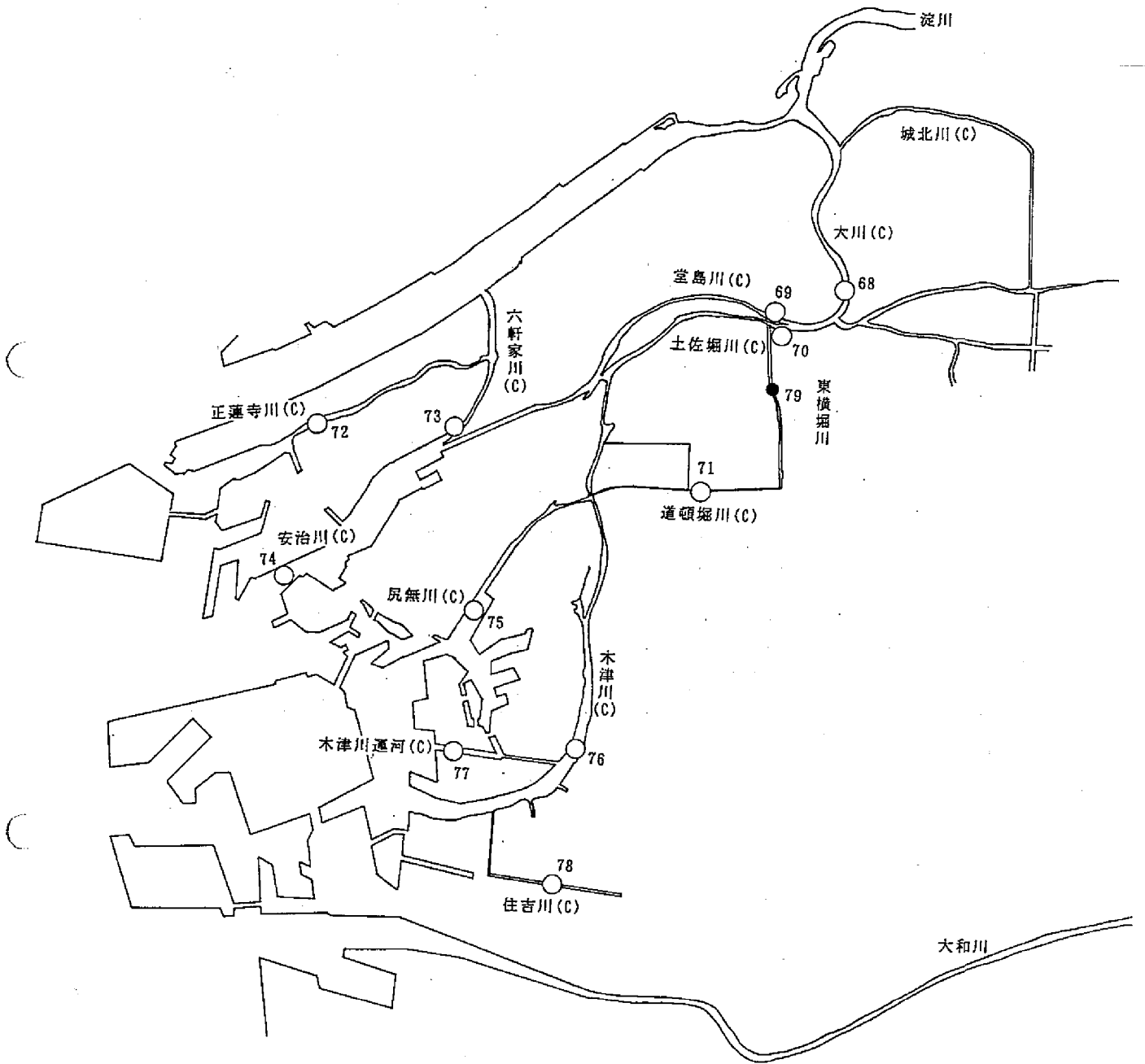
河川名	環境基準	図中番号	測定点		測定回数 の区分	測定機関
寝屋川	Eハ	47	● 501-01	清水橋	I-C	大阪府
		48	○ 501-02	萱島橋	I-A	
		49	○ 501-03	住道大橋		
		50	○ 501-04	今津橋		
		51	◎ 501-05	京橋		
淀川左岸幹線 第1水路		52	● 502-01	市境	I-B	枚方市
恩智川	Eハ	53	● 503-01	福栄橋下流 100m	I-C	八尾市
		54	● 503-03	三池橋		東大阪市
		55	○ 503-02	住道新橋	I-A	大阪府
古川	Eハ	56	○ 504-01	徳栄橋		大阪市
玉串川		57	● 505-01	三野郷農協前	I-C	八尾市
第二寝屋川	Eハ	58	● 506-01	巨摩橋		I-A
		59	○ 506-02	新金吾郎橋		
		60	● 506-03	下城見橋	I-B	大阪市
楠根川		61	● 507-01	新家東橋	I-C	八尾市
長瀬川		62	● 508-01	第二寝屋川合流直前		東大阪市
平野川分水路	Eイ	63	○ 509-01	天王田大橋	I-A	大阪市
平野川	Eハ	64	● 510-01	東竹淵橋	I-C	八尾市
		65	● 510-02	南弁天橋		I-A
		66	○ 510-03	城見橋		
大正川		67	● 511-01	平野川合流直前	I-C	八尾市





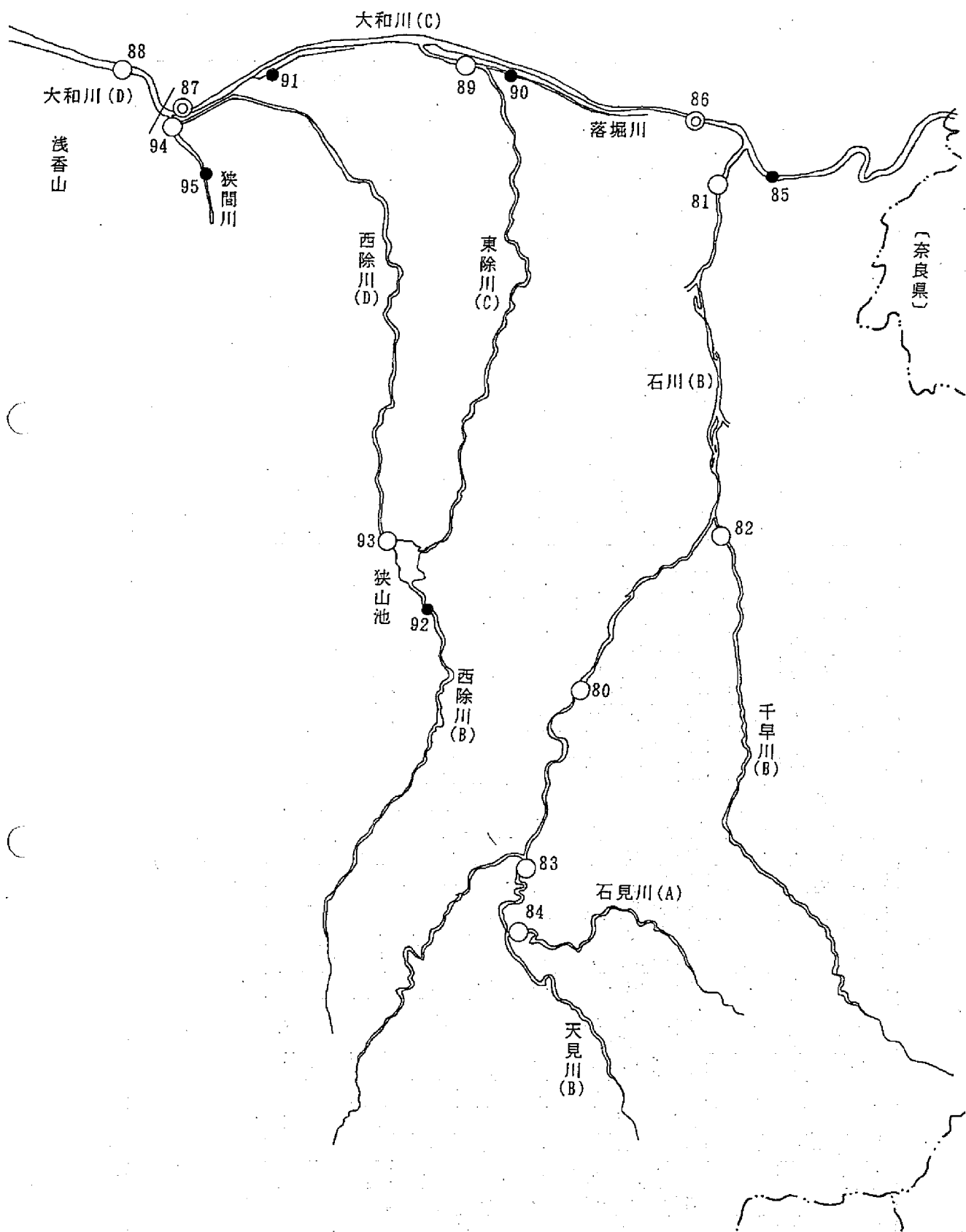
別表 4-(4) 大阪市内河川の水質測定点

河川名	環境基準	図中番号	測定点		測定回数 の区分	測定機関
大川	Cイ	68	○ 601-01	桜宮橋	I - A	大阪市
堂島川	Cイ	69	○ 602-01	天神橋		
土佐堀川	Cハ	70	○ 603-01	天神橋		
道頓堀川	Cイ	71	○ 604-01	大黒橋		
正蓮寺川	Cイ	72	○ 605-01	北港大橋下流 700m		
六軒家川	Cイ	73	○ 606-01	春日出橋		
安治川	Cイ	74	○ 607-01	天保山渡		
尻無川	Cイ	75	○ 608-01	甚兵衛渡		
木津川	Cイ	76	○ 609-01	千本松渡		
木津川運河	Cイ	77	○ 610-01	船町渡		
住吉川	Cハ	78	○ 611-01	住之江大橋	I - B	
東横堀川		79	● 612-01	本町橋		



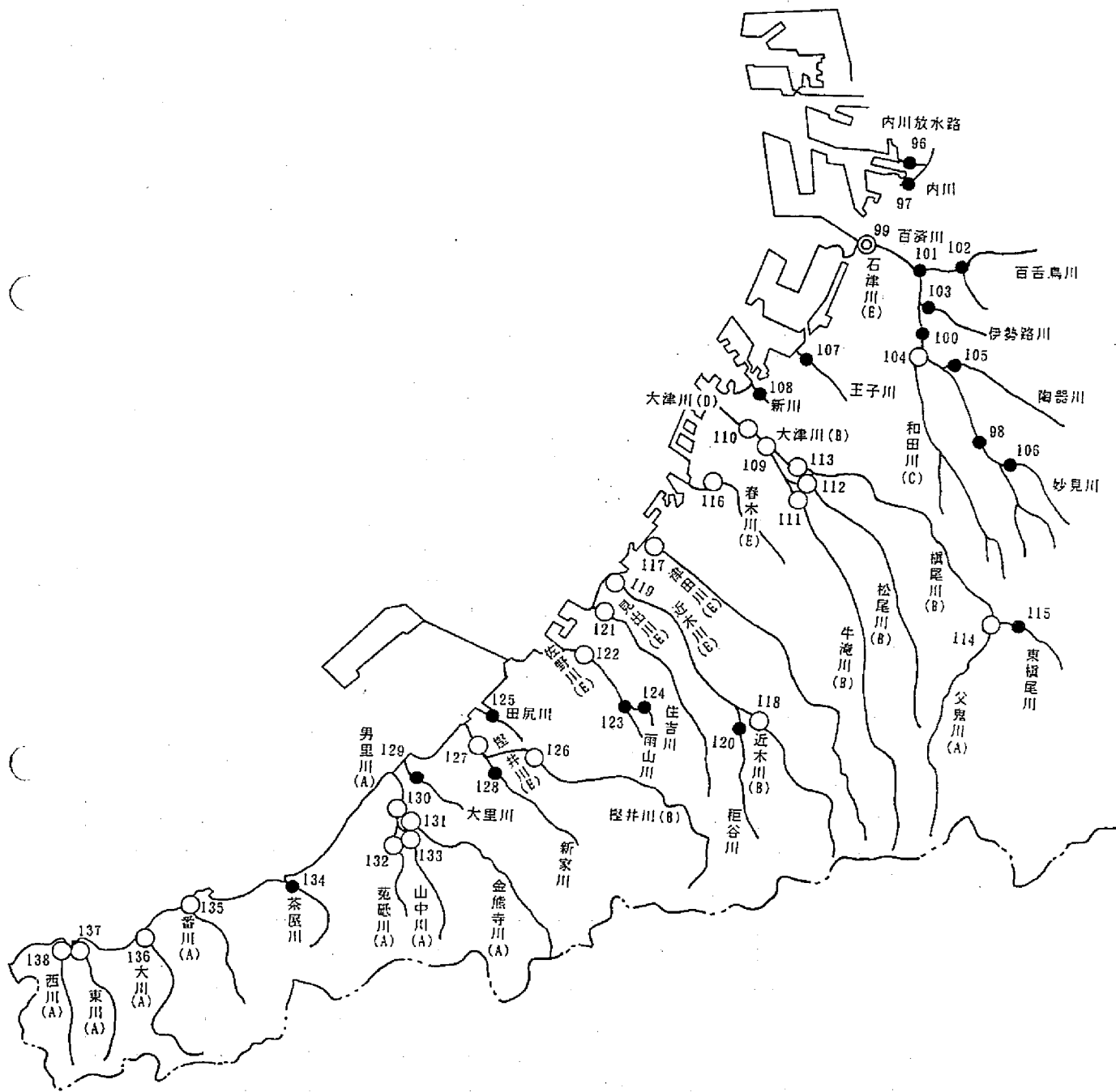
別表 4-(5) 大和川水域の水質測定点

河川名	環境基準	図中番号	測定点		測定回数 の区分	測定機関
石川	Bハ	80	○ 701-01	高橋	I - A	大阪府
		81	○ 701-02	石川橋	I - B	近畿地方建設局
千早川	Bイ	82	○ 702-01	石川合流直前	I - B	大阪府
天見川	Bイ	83	○ 703-01	新喜多橋	I - A	
石見川	Aイ	84	○ 704-01	新高野橋		
大和川	Cハ	85	● 801-01	国豊橋	I - C	近畿地方建設局
		86	◎ 801-02	河内橋	I - B	
		87	◎ 801-03	浅香新取水口		
	Dハ	88	○ 801-04	遠里小野橋		
東除川	Cハ	89	○ 802-01	明治小橋	I - A	大阪府
落堀川		90	● 803-01	東除川合流直前	I - C	堺市
今井戸川		91	● 804-01	大和川合流直前		
西除川	Bハ	92	● 805-01	狭山池合流直前	I - B	大阪府
		93	○ 805-02	狭山池流出端		
	Dハ	94	○ 805-03	大和川合流直前	I - A	堺市
狭間川		95	● 806-01	狭間橋	I - C	



別表 4-(6) 泉州諸河川水域の水質測定点

河川名		環境 基準	図中 番号	測定点		測定回数 の区分	測定機関	
内川放水路			96	● 901-01	古川橋	I - C	堺市	
内川			97	● 902-01	堅川橋			
石津川	Eハ		98	● 903-01	新川橋			
			99	◎ 903-02	石津川橋	I - A		
			100	● 903-03	毛穴大橋	I - C		
	百済川			101	● 904-01			高入橋
	百舌鳥川			102	● 905-01			北条橋
	伊勢路川			103	● 906-01			泉北2号線前
	和田川		Cハ	104	○ 907-01	小野々井橋		I - A
陶器川			105	● 908-01	百年橋	I - C		
妙見川			106	● 909-01	新見の井橋			
王子川			107	● 910-01	王子川橋	大阪府		
新川			108	● 911-01	河口水門			
大津川	B口		109	○ 912-01	高津取水口		I - B	
		Dハ	110	○ 912-02	大津川橋		I - A	
牛滝川		Bハ	111	○ 913-01	高橋		I - B	
松尾川		Bハ	112	○ 914-01	新緑田橋			
槇尾川		Bイ	113	○ 915-01	繁和橋			
父鬼川		Aイ	114	○ 916-01	神田橋			
東槇尾川			115	● 917-01	東条橋		I - C	
春木川		Eハ	116	○ 918-01	春木橋		I - A	
津田川		Eハ	117	○ 919-01	昭代橋			
近木川	Bイ		118	○ 920-01	厄除橋			
		Eハ	119	○ 920-02	近木川橋			
菰谷川			120	● 921-01	通天橋		I - C	
見出川		Eハ	121	○ 922-01	見出橋		I - A	
佐野川		Eハ	122	○ 923-01	昭平橋			
雨山川			123	● 924-01	佐野川合流直前	I - C		
住吉川			124	● 925-01	向田橋			
田尻川			125	● 926-01	府道堺阪南線陸橋			
樫井川	Bイ		126	○ 927-01	兔田橋	I - B		
		Eハ	127	○ 927-02	樫井川橋	I - A		
新家川			128	● 928-01	明治小橋	I - C		
大里川			129	● 929-01	河口水門			
男里川	Aイ		130	○ 930-01	男里川橋	I - A		
			131	○ 931-01	男里橋	I - B		
	Aイ		132	○ 932-01	西打合橋			
			133	○ 933-01	東打合橋			
茶屋川			134	● 934-01	新茶屋川橋	I - C		
番川		Aイ	135	○ 935-01	田身輪橋	I - B		
大川		Aイ	136	○ 936-01	昭南橋	I - A		
東川	Aイ		137	○ 937-01	一軒屋橋	I - B		
			138	○ 938-01	こうや橋			



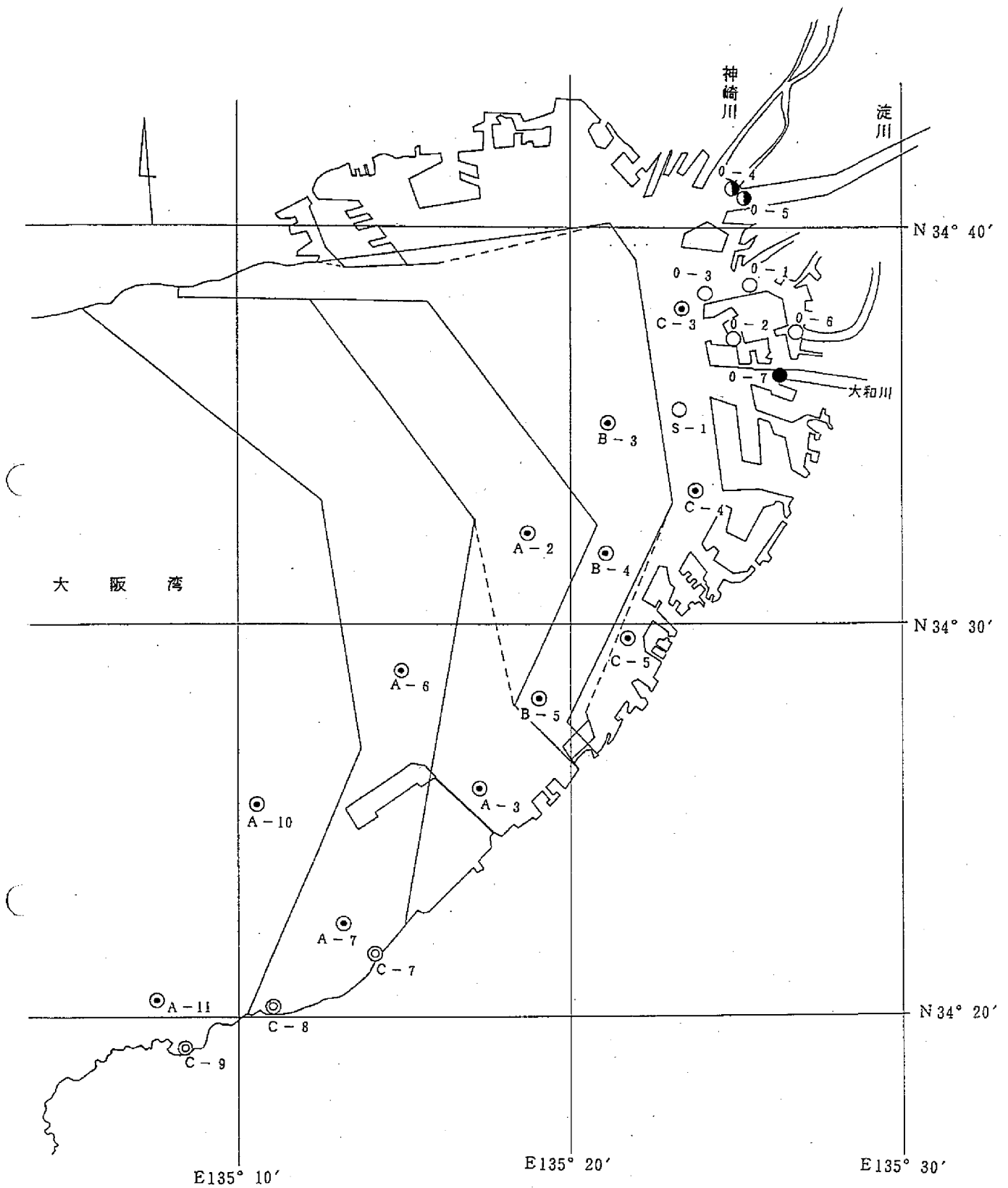
[ 海 域 ]

別表 4-(7) 大阪湾水域の水質・底質測定点

環境基準	測定点	測定点の位置		測定回数 の区分	測定機関	
		北緯	東経			
Cイ	* 海域Ⅳ	◎ C-3	34° 37' 46"	135° 23' 15"	Ⅱ - A	大 阪 府
		◎ C-4	34° 33' 30"	135° 23' 42"		
		◎ C-5	34° 29' 30"	135° 21' 48"		
Bロ	* 海域Ⅲ	◎ B-3	34° 35' 00"	135° 21' 06"		
		◎ B-4	34° 31' 36"	135° 21' 18"		
		◎ B-5	34° 27' 48"	135° 19' 00"		
Aハ	* 海域Ⅱ	◎ A-2	34° 31' 42"	135° 18' 24"		
Aロ		◎ A-3	34° 25' 48"	135° 17' 24"		
		◎ A-6	34° 28' 18"	135° 14' 30"		
Aイ		◎ A-7	34° 22' 24"	135° 13' 00"		
		◎ A-10	34° 25' 24"	135° 10' 30"		
		◎ A-11	34° 20' 18"	135° 06' 48"		
Cイ		* 海域Ⅳ	◎ C-7	尾 崎 港 内		
			◎ C-8	淡 輪 港 内		
			◎ C-9	深 日 港 内		
			○ O-1	No. 5 ブ イ 跡		
			○ O-2	南 港		
	○ O-3		大 阪 港 関 門 外			
	● O-4		神 崎 川 河 口 中 央			
	● O-5		淀 川 河 口 中 央			
	○ O-6		木 津 川 河 口 中 央			
	○ S-1		堺 7 - 3 区 沖			
	● O-7	大 和 川 河 口 中 央		底質測定	大 阪 府	

- (注) (1) 測定点の◎印は環境基準点（◎印は全窒素、全リンに係る水域の環境基準点であり、底質測定を行う測定点）を示す。
- (2) 測定点の○印は準基準点（●印は底質測定を行う準基準点、●印は底質測定のみを行う準基準点）を示す。
- (3) \*は全窒素、全リンに係る水質環境基準の該当類型を示す。





注) ..... は、全窒素、全リンに係る水質環境基準の水域を表す。

別表-5

## 測定方法一覧表

(水質)

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告値 下限値
健康項目	カドミウム	日本工業規格K0102(以下「規格」という。) 「55.2、55.3若しくは55.4」に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「告示」という。) 付表1に掲げる方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/l
	全シアン	「規格38.1.2及び38.2」又は「規格38.1.2及び38.3」に定める方法	2桁	1桁まで	0.1 mg/l
	鉛	「規格54.2、54.3若しくは54.4」に定める方法又は告示付表1に掲げる方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/l
	六価クロム	規格65.2に定める方法又は告示付表1に掲げる方法	2桁	2桁まで	0.02 mg/l
	砒素	規格61.2に定める方法又は告示付表2に掲げる方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/l
	総水銀	告示付表3に掲げる方法	2桁	4桁まで	0.0005 mg/l
	アルキル水銀	告示付表4に掲げる方法	2桁	4桁まで	0.0005 mg/l
	P C B	告示付表5に掲げる方法	2桁	4桁まで	0.0005 mg/l
	ジクロロメタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/l
	四塩化炭素	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	2桁	3桁まで	0.001 mg/l
	1,2-ジクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	2桁	3桁まで	0.001 mg/l
	1,1-ジクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/l
	シス-1,2-ジクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	2桁	2桁まで	0.01 mg/l
	1,1,1-トリクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	2桁	3桁まで	0.001 mg/l
	1,1,2-トリクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	2桁	3桁まで	0.002 mg/l
	トリクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	2桁	3桁まで	0.002 mg/l
	テトラクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	2桁	4桁まで	0.0005 mg/l

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告値 下限値
健康項目	1,3-ジクロロプロペン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	2桁	3桁まで	0.001 mg/ℓ
	チウラム	告示付表6に掲げる方法	2桁	3桁まで	0.003 mg/ℓ
	シマジン	告示付表7の第1又は第2に掲げる方法	2桁	3桁まで	0.001 mg/ℓ
	チオベンカルブ	告示付表7の第1又は第2に掲げる方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/ℓ
	ベンゼン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/ℓ
	セレン	規格67.2に定める方法又は告示付表2に掲げる方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/ℓ
生活環境項目	水素イオン濃度	規格12.1に定める方法	—	1桁まで	—
	溶存酸素量	規格32に定める方法	2桁	1桁まで	0.5 mg/ℓ
	生物化学的酸素要求量	規格21に定める方法	2桁	1桁まで	0.5 mg/ℓ
	化学的酸素要求量	河川にあっては、規格17に定める方法、海域にあっては、規格17に定める方法及び告示別表2の2の備考の2に掲げるアルカリ性法	2桁	1桁まで	0.5 mg/ℓ
	浮遊物質	告示付表8に掲げる方法	2桁	整数	<sup>1</sup> mg/ℓ
	大腸菌群数	告示別表2の1の備考の4に掲げる最確数による定量法	2桁	1桁 ×10 <sup>n</sup>	—
	ノルマルヘキサン抽出物質(油分)	告示付表9に掲げる方法	2桁	1桁まで	0.5 mg/ℓ
	全窒素	河川にあっては、規格45.2、45.3又は45.4に定める方法、海域にあっては、規格45.4に定める方法	2桁	2桁まで	0.05 mg/ℓ
全リン	規格46.3に定める方法	2桁	3桁まで	0.003 mg/ℓ	
特殊項目	フェノール類	規格28.1に定める方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/ℓ
	銅	規格52.2に定める方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/ℓ
	亜鉛	規格53.2に定める方法	2桁	3桁まで	0.001 mg/ℓ
	溶解性鉄	日本工業規格M0202の3.1.4(2)及び規格57.2に定める方法	2桁	2桁まで	0.08 mg/ℓ
	溶解性マンガン	日本工業規格M0202の3.1.4(2)及び規格56.2に定める方法	2桁	2桁まで	0.01 mg/ℓ
	全クロム	規格65.1に定める方法	2桁	2桁まで	0.03 mg/ℓ

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告値 下限値
特殊項目	フッ素	規格34に定める方法	2桁	1桁まで	0.1 mg/l
	陰イオン 界面活性剤	規格30.1に定める方法	2桁	2桁まで	0.01 mg/l
	E P N	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目について（平成5年4月28日付け環水規第121号）付表2の第1又は第2に掲げる方法	2桁	4桁まで	0.0006 mg/l
	アンモニア性窒素	河川にあっては、規格42.1及び42.2に定める方法、海域にあっては、環境庁指定「広域総合水質調査における水質等試験方法」（以下「水質調査方法」という。）に掲げる方法	2桁	2桁まで	0.04 mg/l
	硝酸性窒素	河川にあっては、規格43.2に定める方法、海域にあっては、水質調査方法に掲げる方法	2桁	2桁まで	0.04 mg/l
	亜硝酸性窒素	河川にあっては、規格43.1に定める方法、海域にあっては、水質調査方法に掲げる方法	2桁	2桁まで	0.04 mg/l
	リン酸性リン	河川にあっては、規格46.1に定める方法、海域にあっては、水質調査方法に掲げる方法	2桁	3桁まで	0.003 mg/l
	プランクトン数	気象庁刊「海洋観測指針」に掲げる主なる種類の検索及び定量を行う方法	—	—	—
	クロロフィルa	「海洋観測指針」に掲げる方法	2桁	1桁まで	0.1 μg/l
	懸濁物質の 強熱減量	規格14に定める方法	2桁	整数	—
	濁度	日本工業規格K0101の9.4に定める方法	2桁	1桁まで	0.2度
特定項目	トリハロメタン 生成能	特定排水基準に係る検定方法を定める環境庁告示（平成7年6月16日付け環水管第30号）別表に掲げる方法に準ずる方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/l
その他	塩素イオン	規格35に定める方法	—	整数	10 mg/l
	塩分量	「海洋観測指針」に掲げる方法	—	1桁まで	—

## ( 底 質 )

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告値 下限値
健康項目	カドミウム	昭和63年9月8日付け環水管第127号による「底質調査方法」(以下「底質調査方法」という。)に掲げる方法	2桁	2桁まで	0.01 mg/kg
	全シアン	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	1桁まで	0.1 mg/kg
	鉛	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	1桁まで	0.1 mg/kg
	砒素	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	1桁まで	0.1 mg/kg
	総水銀	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	2桁まで	0.01 mg/kg
	アルキル水銀	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	2桁まで	0.01 mg/kg
	P C B	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	2桁まで	0.01 mg/kg
一般項目	水素イオン濃度	遠心分離液をガラス電極により測定する	—	1桁まで	—
	化学的酸素要求量	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	1桁まで	0.5 mg/g
	硫化物	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	1桁まで	—
	含水率	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	1桁まで	—
	強熱減量	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	1桁まで	—
	酸化還元電位	現場で測定することを前提とし、酸化還元電位差計により測定する	3桁	整数(1の位まで)	—
	総クロム	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	1桁まで	0.1 mg/kg
	ノルマルヘキサン抽出物質	環境庁指定「水島重油流出事故による環境影響総合調査方法」に掲げる方法	2桁	1桁まで	0.5 mg/g

平成 8 年 度

# 地下水質測定計画

大 阪 府

## 平成8年度 地下水質測定計画

### (目 的)

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の地下水の水質の常時監視を行うために実施する水質等の測定について、測定地点、測定項目及び測定方法その他必要な事項を定めるものとする。

### (調査の区分)

測定計画に基づく調査の区分は、次のとおりとする。

#### (1) 概況調査

府域の全体的な地下水の水質の概況を把握するために実施する地下水の水質調査とする。

#### (2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する地下水の水質調査とする。

概況調査等により新たに汚染が発見された場合、できるだけ速やかに当該調査を実施するものとする。

#### (3) 定期モニタリング調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的な実施する地下水の水質調査とする。

### (測定地点及び測定機関)

測定地点及び測定機関は、別表1及び別表2のとおりとする。

- |                |      |
|----------------|------|
| (1) 概況調査       | 88地点 |
| (2) 定期モニタリング調査 | 78地点 |

### (測定期間)

測定期間は、平成8年4月1日から平成9年3月31日までとする。

### (測定項目)

測定項目は、原則として次のとおりとする。

#### (1) 概況調査

##### ア 一般項目

気温、水温、外観、臭気、透視度、pH、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素

## イ 環境基準健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン

(ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。)

### (2) 汚染井戸周辺地区調査

一般項目及び環境基準健康項目のうち検出された項目とする。

### (3) 定期モニタリング調査

一般項目及び測定地点ごとに別表2に掲げる項目とする。

#### (測定回数)

測定回数は、原則として次のとおりとする。

- |                |           |      |
|----------------|-----------|------|
| (1) 概況調査       | 各測定地点において | 1回   |
| (2) 定期モニタリング調査 | 各測定地点において | 1回以上 |

#### (測定方法)

測定方法は、原則として別表3のとおりとする。

#### (試料の採取等)

- (1) 試料の採取については、井戸の設置者に協力を求めるものとする。
- (2) 井戸の諸元（深度、用途等）については、できる限り把握するものとする。

#### (測定結果の報告)

- (1) 測定結果は、大阪府へ別表4の様式により平成9年5月20日までに報告するものとする。
- (2) 環境基準健康項目の測定の結果において評価基準を超える値が検出されたときは、直ちに大阪府へ報告するものとする。

#### (その他)

本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。



(別表1)

測定地点及び測定機関総括表

測定機関	測定地点数		合計
	概況調査	定期モニタリング調査	
大阪府	30	33	63
近畿地建	2	3	5
大阪市	16	15	31
堺市	6	1	7
豊中市	6	1	7
吹田市	6	2	8
高槻市	3	6	9
枚方市	5	10	15
八尾市	5	3	8
東大阪市	9	1	10
島本町		3	3
合計	88	78	166

(別表2) 測定地点一覽表 (概況調査)

測定地点		環境基準健康項目																	測定機関						
図中の番号	市町村名	メッシュコード	鉛	六価	ひ素	総水銀	水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1,1,2-ジクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-ジクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,2-ジクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,2-ジクロロエタン	1,3-ジクロロプロパン	パラジクロロベンゼン	オロクロロベンゼン	セレン		
1	岬町	5135-31-42	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
2	阪南市	5135-41-04	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
3	泉南市	5135-42-12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
4	泉佐野市	5135-42-23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
5	熊取町	5135-42-44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
6	貝塚市	5135-52-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
7	岸和田市	5135-53-21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
8	泉大津市	5135-63-01	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
9	和泉市	5135-53-13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
10	和泉市	5135-53-33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
11	河内長野市	5135-44-43	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
12	河内長野市	5135-54-12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
13	千早赤阪村	5135-56-10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
14	河南町	5135-55-40	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
15	富田林市	5135-54-33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
16	太子町	5135-65-01	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
17	羽曳野市	5135-64-24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
18	美原町	5135-64-12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
19	松原市	5135-64-41	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
20	相原市	5135-65-30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
21	堺市	5135-73-03	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
22	堺市	5135-64-40	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
23	堺市	5135-63-33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
24	堺市	5135-64-11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
25	堺市	5135-54-31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
26	堺市	5135-54-10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
27	大阪市	5235-04-00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
28	大阪市	5235-04-01	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
29	大阪市	5135-73-42	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
30	大阪市	5135-74-40	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
31	大阪市	5135-74-30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市

測定地点一覧表

測定地点		環境基準健康項目																測定機関							
図中の番号	市町村名	メッシュコード	カドミ	全鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,1,2-ジクロロエチレン	1,1,1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1,1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,3-ジクロロエチレン	オゾン	ホルムアルデヒド	ベンゼン	セレン		
32	大阪市	5135-74-32	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
33	大阪市	5135-73-24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
34	大阪市	5135-74-21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
35	大阪市	5135-74-22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
36	大阪市	5135-73-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
37	大阪市	5135-74-10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
38	大阪市	5135-74-11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
39	大阪市	5135-74-12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
40	大阪市	5135-73-04	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
41	大阪市	5135-74-01	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
42	大阪市	5135-74-02	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
43	八尾市	5135-74-34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	八尾市
44	八尾市	5135-74-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	八尾市
45	八尾市	5135-74-13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	八尾市
46	八尾市	5135-75-20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	八尾市
47	八尾市	5135-74-04	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	八尾市
48	東大阪市	5135-74-42	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東大阪市
49	東大阪市	5235-04-03	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東大阪市
50	東大阪市	5135-74-33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東大阪市
51	東大阪市	5235-04-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東大阪市
52	東大阪市	5135-74-44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東大阪市
53	東大阪市	5235-05-00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東大阪市
54	東大阪市	5135-75-30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東大阪市
55	東大阪市	5235-05-11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東大阪市
56	東大阪市	5135-75-41	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東大阪市
57	豊中市	5235-03-44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	豊中市
58	豊中市	5235-13-04	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	豊中市
59	豊中市	5235-13-13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	豊中市
60-1	豊中市	5235-13-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	豊中市
61	豊中市	5235-13-24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	豊中市
62	豊中市	5235-13-34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	豊中市

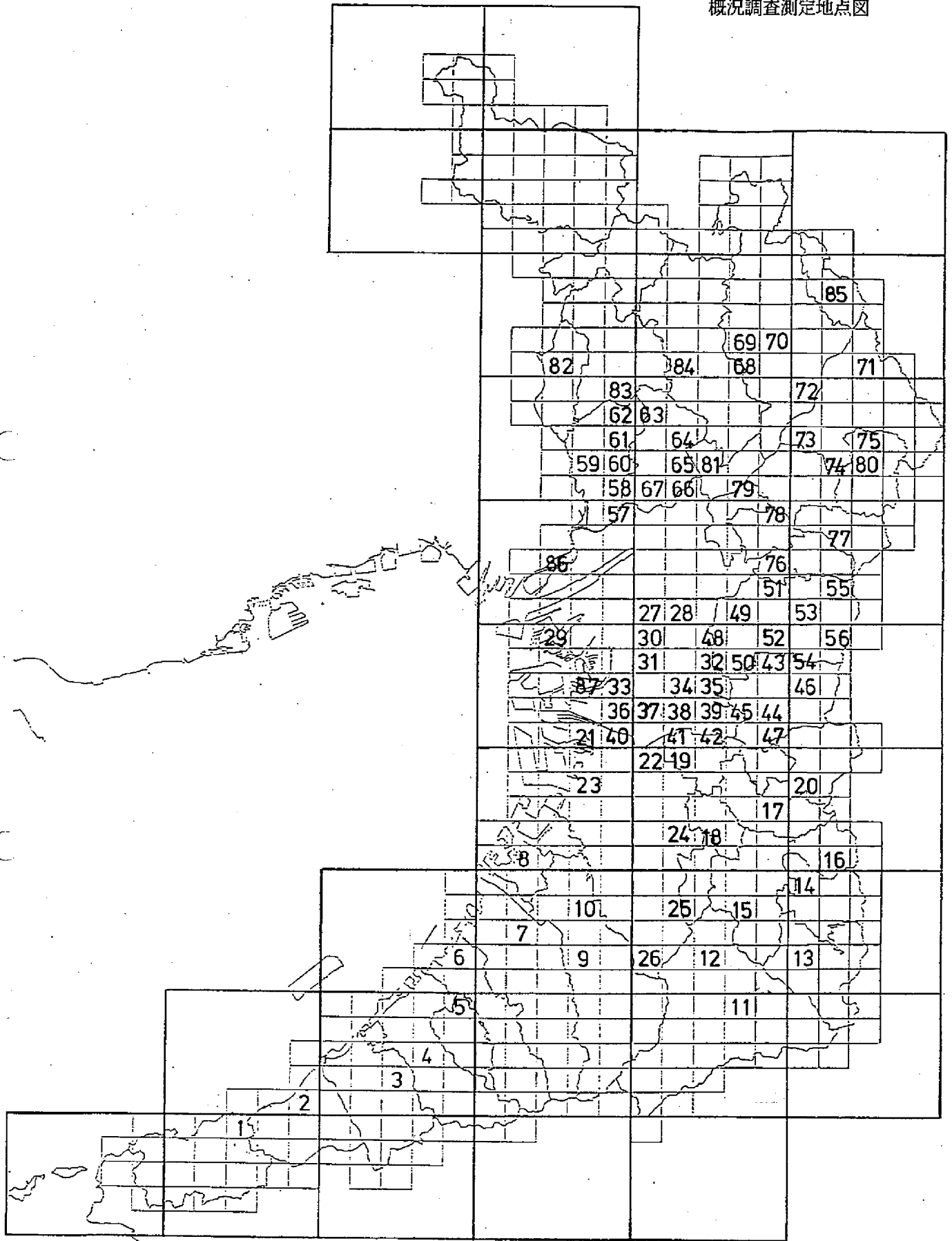
測定地点一覧表

(概況調査)

測定地点		環境基準健康項目														測定機関				
図中の番号	市町村名	マッシュコード	鉛	六価クロム	ニッケル	水銀	アルキル水銀	PCB	四塩化炭素	1,2-ジブチルエチル	1,1,1-ジブチルエチル	1,1,1,2-ジブチルエチル	トリブチルエチル	トリブチルエチル	1,3-ジブチルエチル	種別	シブチル	シブチル	シブチル	測定機関
63	吹田市	5235-14-30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	吹田市
60-2	吹田市	5235-13-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	吹田市
64	吹田市	5235-14-21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	吹田市
65	吹田市	5235-14-11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	吹田市
66	吹田市	5235-14-01	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	吹田市
67	吹田市	5235-14-00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	吹田市
68	高槻市	5235-24-03	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	高槻市
69	高槻市	5235-24-13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	高槻市
70	高槻市	5235-24-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	高槻市
71	枚方市	5235-25-02	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	枚方市
72	枚方市	5235-15-40	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	枚方市
73	枚方市	5235-15-20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	枚方市
74	枚方市	5235-15-11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	枚方市
75	枚方市	5235-15-22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	枚方市
76	大東市	5235-04-24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	枚方市
77	四條畷市	5235-05-31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
78	門真市	5235-04-44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
79	守口市	5235-14-03	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
80	交野市	5235-15-12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
81	寝津市	5235-14-12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
82	池田市	5235-23-02	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
83	箕面市	5235-13-44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
84	茨木市	5235-24-01	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
85	島本町	5235-25-31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
86	大阪市	5235-03-22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
87	大阪市	5135-73-23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	近畿地建

(注) ① 図中の番号が複数の測定地点の位置を表す場合は、表の中で校番号をつけて測定地点の位置を示した。  
 ② アルキル水銀については、総水銀が検出された地点について測定を行う。

概況調査測定地点図





測定地点一覧表

(定期モニタリング調査)

測定地点		環境基準健康項目														測定機関		
図中の番号	市町村名	メッシュコード	銅	全鉛	六価鉛	ヒ素	総水銀	水銀	PCB	四塩化炭素	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエチレン	1,1,1,2-テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロベンゼン	1,2,4-トリクロロベンゼン	1,2,4-トリクロロベンゼン	回数	測定機関
T-18-2	羽曳野市	5135-64-43															2	大阪府
T-19	柏原市	5135-65-31															2	大阪府
T-20	交野市	5235-15-01				○											2	大阪府
T-21	交野市	5235-15-22															2	大阪府
T-22	東大阪市	5135-74-33	○	○	○	○			○	○	○	○	○				1	近畿地建
T-23	門真市	5235-04-33	○	○	○	○			○	○	○	○	○				1	近畿地建
T-24-1	大阪市	5135-74-40							○	○	○	○	○				1	大阪市
T-24-2	大阪市	5135-74-40							○	○	○	○	○				1	大阪市
T-25	枚方市	5235-15-42					○										2	枚方市
T-26	枚方市	5235-15-33															2	枚方市
T-28	吹田市	5235-14-20															2	吹田市
T-29	東大阪市	5135-74-42															1	東大阪市
T-31	高槻市	5235-25-10				○											2	高槻市
T-32-1	高槻市	5235-25-21				○											2	高槻市
T-32-2	島本町	5235-25-22				○											2	島本町
T-33	豊中市	5235-13-34	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		1	近畿地建
T-34	池田市	5235-13-42															2	大阪府
T-35	河南町	5135-55-30															2	大阪府
T-36	箕面市	5235-13-44															2	大阪府
T-37	八尾市	5135-74-24															1	八尾市
T-38	八尾市	5135-74-24															1	八尾市
T-39	吹田市	5235-04-40															4	吹田市
T-40	池田市	5235-13-33															2	大阪府
T-41	交野市	5235-15-12															2	大阪府
T-42	枚方市	5235-15-43				○											2	枚方市
T-43	堺市	5135-63-03				○											2	堺市
T-44	美原町	5135-64-12															2	大阪府
T-45-1	松原市	5135-64-32															2	大阪府
T-45-2	美原町	5135-64-32															2	大阪府
T-46	八尾市	5135-74-04															1	八尾市
T-47	大阪市	5135-73-34							○	○	○	○	○	○	○		1	大阪市

測定地点一覧表

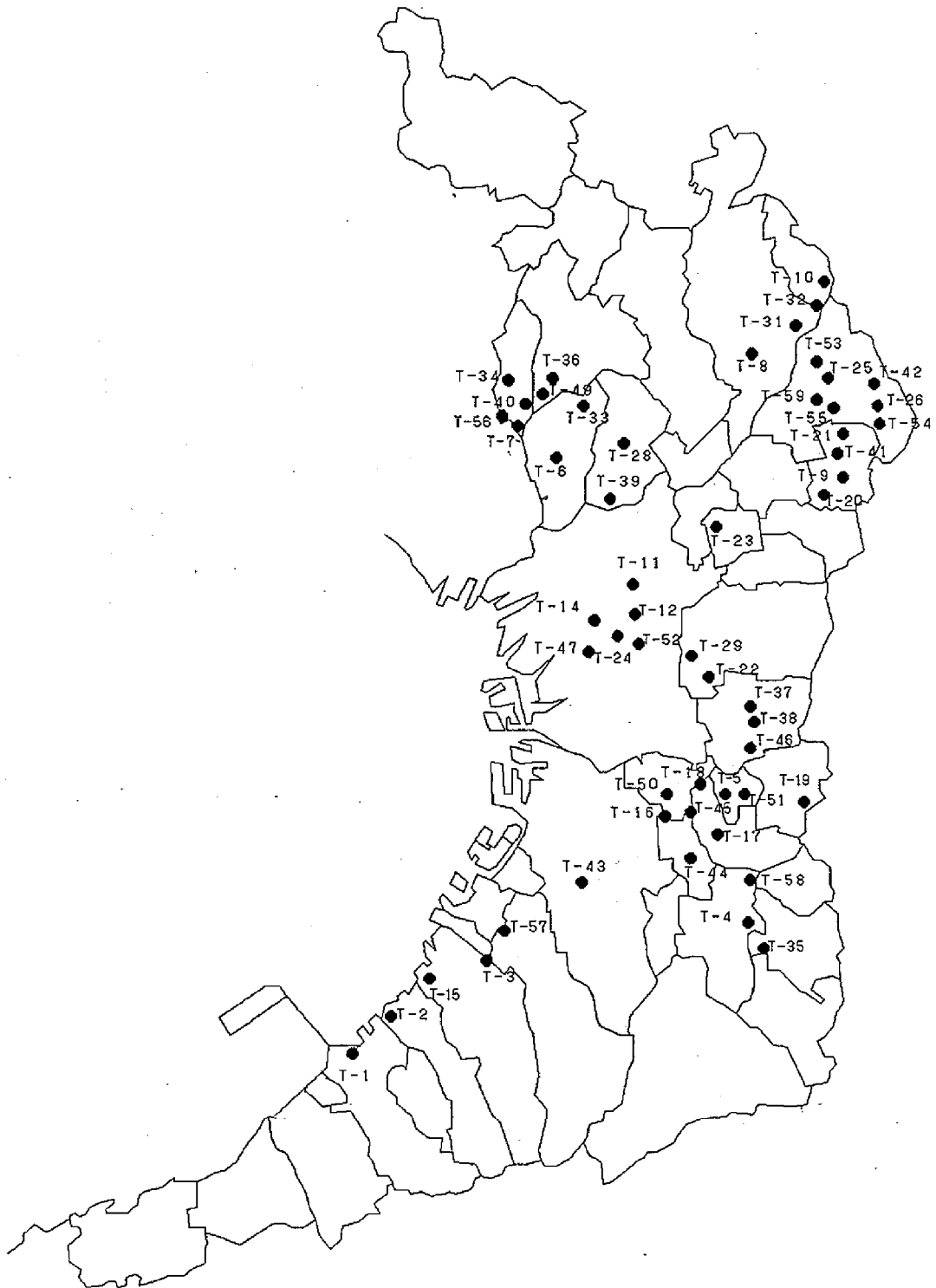
(定期モニタリング調査)

測定地点		環境基準健康項目														測定機関		
図中の番号	市町村名	マップコード	鉛	六価	ひ素	総水銀	7メチル水銀	PCB	シクロ四塩化炭素	1,2-ジクロロエチン	1,1,1,2-ジクロロエチン	1,1,1,2-トリクロロエチン	1,1,1,2-トリクロロエチン	1,3-ジクロロプロパン	トランスジシムベンゼン	シスジシムベンゼン	回数	測定機関
T-49 -1	箕面市	5235-13-33															2	大阪府
T-49 -2	箕面市	5235-13-33															2	大阪府
T-50	松原市	5135-64-42															2	大阪府
T-51	藤井寺市	5135-64-44															2	大阪府
T-52	大阪市	5135-74-40															1	大阪府
T-53 -1	枚方市	5235-15-41															2	枚方市
T-53 -2	枚方市	5235-15-41															2	枚方市
T-54	枚方市	5235-15-33															2	枚方市
T-55 -1	枚方市	5235-15-32															2	枚方市
T-55 -2	枚方市	5235-15-32															2	枚方市
T-56	池田市	5235-13-32															2	大阪府
T-57 -1	和泉市	5135-53-32															2	大阪府
T-57 -2	泉大津市	5135-53-42															2	大阪府
T-58	富田林市	5135-64-14															2	大阪府
T-59-1	枚方市	5235-15-31															2	枚方市
T-59-2	枚方市	5235-15-31															2	枚方市

注：T-13、T-27、T-30、T-48は欠番



定期モニタリング調査測定地区図



(別表3)

測定方法一覧表

区分	測定項目	評価基準 (mg/l)	測定方法	報告値 下限 (mg/l)
環境基準	カドミウム	0.01 以下	日本工業規格K0102 (以下「規格」という。)55.2、55.3若しくは55.4に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号 (以下「告示」という。)付表1に掲げる方法	0.001
	全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法	0.1
	鉛	0.01 以下	規格54.2、54.3若しくは54.4に定める方法又は告示付表1に掲げる方法	0.005
	六価クロム	0.05 以下	規格65.2.1に定める方法	0.04
	砒素	0.01 以下	規格61に定める方法又は告示付表2に掲げる方法	0.005
	総水銀	0.0005以下	告示付表3に掲げる方法	0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	告示付表4及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表4に掲げる方法	0.0005
	P C B	検出されないこと	告示付表5に掲げる方法	0.0005
	ジクロロメタン	0.02 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002
	四塩化炭素	0.002 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002
	トリス(1,2-ジクロロエチル)	0.04 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0006
	トリクロロエチレン	0.03 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.002
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0002
	チウラム	0.006 以下	告示付表6に掲げる方法	0.0006
	シマジン	0.003 以下	告示付表7の第1又は第2に掲げる方法	0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	告示付表7の第1又は第2に掲げる方法	0.002	
ベンゼン	0.01 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.001	
セレン	0.01 以下	規格67・2に定める方法又は告示付表2に掲げる方法	0.002	
一般項目	硝酸性窒素	合計が 10以下	規格43.2に定める方法	0.04
	亜硝酸性窒素		規格43.2に定める方法	0.04

(注) 桁数については、有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。また、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

調査担当機関名

整理番号				
市町村名	市町村名 (漢字最大7文字まで)			
	市町村名 (フリガナ最大14文字まで)			
	市町村コード (3桁の数字)			
地区名	地区名 (漢字最大13文字まで)			
	地区名 (フリガナ最大26文字まで)			
	地区番号 (4桁の英数字)			
	地区メッシュ・コード			
井戸等調査	井戸番号	井戸個別番号 (6桁の英数字)		
		測定計画の番号		
	井戸深度 (m) [NA:不明 RA:深度に範囲あり]			
	浅深井戸の別 [1:浅井戸, 2:深井戸, 3:その他]			
調査	用途区分 [1:水源, 2:一般, 3:生活, 4:工業, 5:その他]			
	調査区分 [1:概観, 2:概再, 3:汚染*, 4:定期]			
	*上記区分が(3:汚染)の場合、その地区名			
	調査年月日 (西暦年下2桁. 月. 日)			
測定結果	気温	(°C)		
	水温	(°C)		
	外観			
	臭気			
	透視度	(cm)		
	pH			
	カドミウム	0.01 mg/l以下		
	全シアン	不検出		
	鉛	0.01 mg/l以下		
	六価クロム	0.05 mg/l以下		
砒素	0.01 mg/l以下			
総水銀	0.0005 mg/l以下			
アルキル水銀	不検出			
P C B	不検出			
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下			
四塩化炭素	0.002 mg/l以下			
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下			
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l以下			
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下			
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下			
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下			
トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下			
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下			
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下			
チウラム	0.006 mg/l以下			
シマジン	0.003 mg/l以下			
チオベンカルブ	0.02 mg/l以下			
ベンゼン	0.01 mg/l以下			
セレン	0.01 mg/l以下			
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下			
その他	調査実施主体 [1:国, 2:都道府県, 3:市区町村]			
	措置1 [1~9 複数選択可]			
	措置2 [1~11 複数選択可]			
	備考 (最大25文字まで)			

# メッシュコード説明図

- ・ 行政管理庁（現総務庁）告示の標準地域メッシュに基づいて作成したものであり、メッシュコードについてもこれに準じている。
- ・ 北緯34° 40' を境として南部をコード5135、北部をコード5235で表す。
- ・ 南部及び北部をそれぞれ10kmメッシュに区画し、2桁のコードで表す。
- ・ 各10kmメッシュを2kmメッシュに区画し、2桁のコードで表す。
- ・ 一つの2kmメッシュは8桁のコードで特定される。
- ・ 一つの2kmメッシュを均等に4分割して、1kmメッシュとする。付番方法は下図のとおり。

